

電気通信小六法 平成 25 年度版 II 東日本電信電話株式会社編に下記の通り誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

契 115

誤				正			
2-2 公衆通話に係るもの 2-2-1 その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる通話に係るもの 2-2-1-1 2-2-1-2 及び 2-2-1-3 以外のもの				2-2 公衆通話に係るもの 2-2-1 その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる通話に係るもの 2-2-1-1 2-2-1-2 及び 2-2-1-3 以外のもの			
料金種別		料 金 額		料金種別		料 金 額	
		ダイヤル通話				ダイヤル通話	
公衆通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(税込価格)		公衆通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(税込価格)	
区域内通話		昼 間 、 夜 間		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
			1分		57.5秒		77.5秒
隣接区域内通話			42.5秒		40.5秒		53秒
区	通話地域間距離						
	20kmまで		42.5秒		40.5秒		53秒
	30 "		28.5秒		27秒		36.5秒
	40 "		23秒		22秒		27秒
域	60 "		17秒		16.5秒		20.5秒
	外		昼 間		昼 間		夜 間
土曜日・日曜日・祝日			土曜日・日曜日・祝日				
通話	80 "		12.5秒		16.5秒		16.5秒
	100 "		11秒		16.5秒		16.5秒
	160 "		9秒		15秒		15秒
	160kmを超えるもの		8.5秒		12.5秒		12.5秒
備考				備考			
1 公衆電話の電話機等からの手動接続通話は、当社が別に定める通話その他当社又は協定事業者の付加機能等(当社が別に定めるものに限ります。)を利用して行う通話に限り行うことができます。				1 公衆電話の電話機等からの手動接続通話は、当社が別に定める通話その他当社又は協定事業者の付加機能等(当社が別に定めるものに限ります。)を利用して行う通話に限り行うことができます。			
2 公衆電話の電話機等からの手動通話は、行うことができません。				2 公衆電話の電話機等からの手動通話は、行うことができません。			
3 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。				3 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。			
4 公衆電話の電話機等から携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備への通話は、0036(当社の事業者識別番号)を使用して行うことができません。				4 公衆電話の電話機等から携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備への通話は、0036(当社の事業者識別番号)を使用して行うことができません。			
(注) 本欄1に規定する当社が別に定める通話は、料金着信払通話を利用して行う通話とします。				(注) 本欄1に規定する当社が別に定める通話は、料金着信払通話を利用して行う通話とします。			

誤

2-2-1-2 相互接続通話（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する無線呼出しの役務を提供する協定事業者との間に設置した相互接続点への通話に限ります。）に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		ダイヤル通話	
公衆通話料		次の秒数までごとに5円（税込価格）	
区域内通話		13秒	
隣接区域内通話		13秒	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離		
	60kmまで	13秒	
	160 "	10.5秒	
	160kmを 超えるもの	8秒	
備考			
1 公衆電話の電話機等からの手動接続通話は、当社が別に定める通話を利用して行う通話その他当社又は協定事業者の付加機能等（当社が別に定めるものに限ります。）を利用して行う通話に限り行うことができます。			
2 公衆電話の電話機等からの手動通話は、行うことができません。			
3 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。			
(注) 本欄1に規定する当社が別に定める通話は、料金着信払通話を利用して行う通話とします。			

2-2-1-3 相互接続通話（電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者との間に設置した相互接続点への通話に限ります。）に係るもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)
公衆通話料	次の秒数までごとに10円（税込価格）
グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通話	19.0秒
グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通話	18.5秒
グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通話	18.0秒

正

2-2-1-2 相互接続通話（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する無線呼出しの役務を提供する協定事業者との間に設置した相互接続点への通話に限ります。）に係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
		ダイヤル通話	
公衆通話料		次の秒数までごとに5円（税込価格）	
区域内通話		12.5秒	
隣接区域内通話		12.5秒	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離		
	60kmまで	12.5秒	
	160 "	10秒	
	160kmを 超えるもの	7.5秒	
備考			
1 公衆電話の電話機等からの手動接続通話は、当社が別に定める通話を利用して行う通話その他当社又は協定事業者の付加機能等（当社が別に定めるものに限ります。）を利用して行う通話に限り行うことができます。			
2 公衆電話の電話機等からの手動通話は、行うことができません。			
3 公衆電話の電話機等への通話は、行うことができません。			
(注) 本欄1に規定する当社が別に定める通話は、料金着信払通話を利用して行う通話とします。			

2-2-1-3 相互接続通話（電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者との間に設置した相互接続点への通話に限ります。）に係るもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)
公衆通話料	次の秒数までごとに10円（税込価格）
グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通話	18.5秒
グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通話	18秒
グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通話	17.5秒